

鹿児島県

1. 鹿児島県の概況

人口：1,647,769人（H28.1現在推計人口）

面積：9,188km² / 県庁所在地：鹿児島市 / 市町村数：43市町村

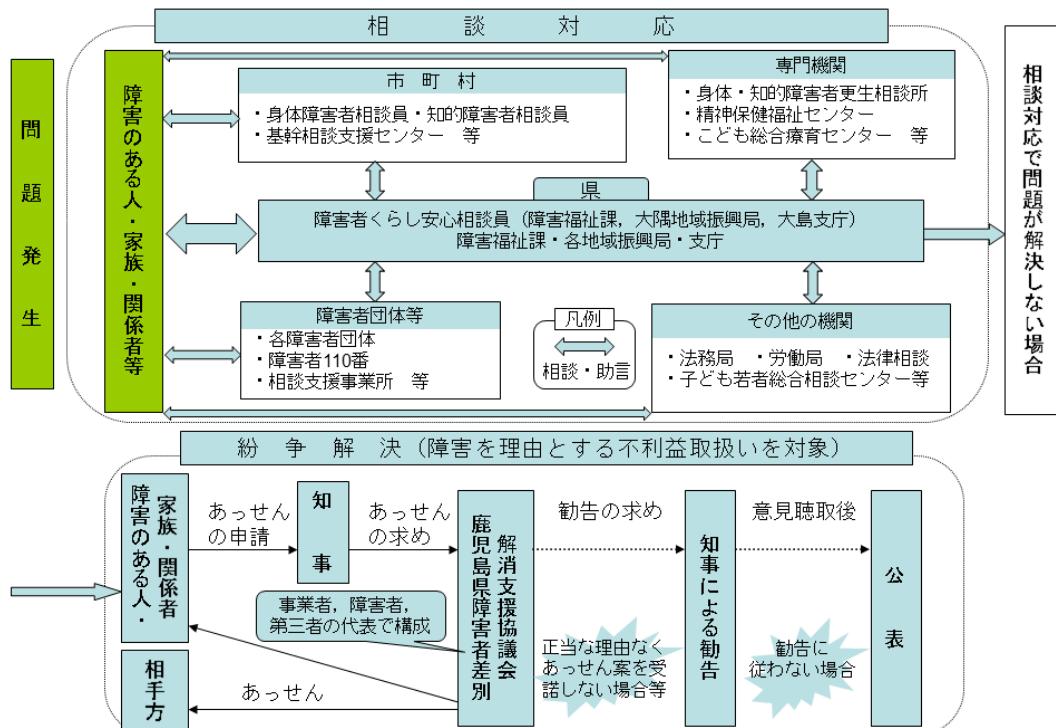
障害者手帳所持者数 鹿児島県 (H27.3末現在)	全国
身体障害者手帳 103,034人	525.2万人
療育手帳 17,688人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳 10,432人	75.1万人

2. 鹿児島県における現状と課題

鹿児島県では、障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる鹿児島づくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（以下「条例」という。）」を制定し、平成26年10月1日から施行している（障害者差別解消支援地域協議会に係る規定は、平成28年4月1日より施行）。

条例では、障害を理由とする差別の禁止、障害を理由とする不利益取扱いの基準、障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制等について定めている（図1参照）。

（図1）障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制



3. 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

(1) 設置形態

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例第19条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別解消の推進に関する調査審議や、障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案のあっせん等を行う「鹿児島県障害者差別解消支援協議会」(モデル会議)を設置。

(2) 構成メンバー（計22名）

委員区分	所属及び職名
障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会 会長 一般社団法人 鹿児島県視覚障害者団体連合会 理事 一般社団法人 鹿児島県聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人 鹿児島県手をつなぐ育成会 理事 かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会 会長 NPO法人 鹿児島県自閉症協会 会長 かごしま難病支援ネットワーク 会長 かごしま障害フォーラム 代表
関係行政機関の職員	鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 課長 鹿児島県労働委員会 会長 鹿児島市 健康福祉局 福祉部 部長 (鹿児島県市長会、鹿児島県町村会) 鹿児島県 保健福祉部 部長
福祉、医療、雇用、教育 その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う 関係団体を代表する者	生活介護事業所 奏の丘 施設長 (鹿児島県知的障害者福祉協会) 社会福祉法人 そてつ会 竹山苑 苑長 (鹿児島県障害者支援施設協議会) ウェルフェア九州病院 院長 (鹿児島県精神科病院協会) 南九イリヨ一株式会社 事業本部 副本部長 (鹿児島県経営者協会) 鹿児島県商工会議所連合会 事務局長 公益社団法人 鹿児島県バス協会 事務局長 鹿児島県教育庁 義務教育課 課長
学識経験者	鹿児島大学教育学部 教授 鹿児島県弁護士会 高齢者・障害者支援委員会 委員 公益社団法人 鹿児島県社会福祉士会 理事

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

(平成 27 年度)

開催日時	主な議題
平成 28 年 1 月 13 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく相談対応等の実施状況 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんに関する要領 (案) 表彰制度

(参考 : 平成 26 年度) ※鹿児島県独自の取組として開催。

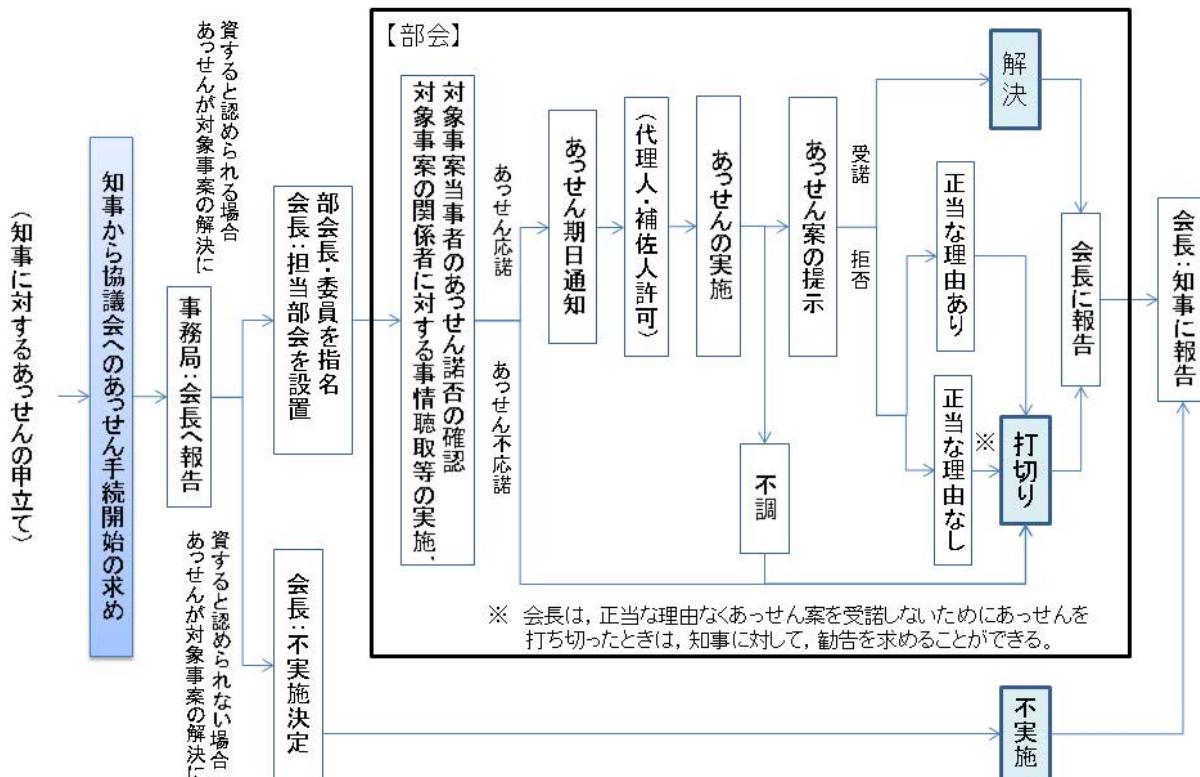
開催日時	主な議題
平成 26 年 10 月 8 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 条例の概要 障害者差別解消支援協議会 平成 26 年度の県の取組

(2) 平成 27 年度におけるモデル会議の主な成果

①条例に基づくあっせん要領の取りまとめ

条例の規定に基づき、障害者差別と思われる事案があった場合は、一定の場合を除き、知事へあっせんを申し立てることができることとされており、その要領を取りまとめたもの。具体的なフローは、図 2 を参照。

(図 2) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会によるあっせんのフロー



② 「鹿児島県障害者保健福祉大会表彰規程」の改正

- ・鹿児島県障害者保健福祉大会における表彰に「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加するもの。

■ 鹿児島県障害者保健福祉大会

障害者の社会参加意欲を喚起するとともに、障害や障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的に、毎年11月末頃に開催。

障害者、家族、障害者団体、行政関係者等約500名が参加し、障害者の自立更生、更生援護及び社会参加の促進に功績のあった者、障害者週間のポスター入賞者等への表彰等を行っている。



「障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったもの」に対する表彰を追加する。

■ 「障害者差別解消推進功労者」に関する表彰基準

次のいずれかの取組を行っている者又は団体で、障害を理由とする差別の解消の推進に特に功績があったと認められるもの

- ① 障害のある人に対する理解が広まるような取組
- ② 障害のある人とない人が共に活動する取組
- ③ 障害のある人が安全かつ快適に利用できるような施設整備等の取組